

三朝町職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 27 日

三朝町長

三朝町規則第 5 号

三朝町職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則

三朝町職員の再任用に関する規則（平成26年三朝町規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(再任用職員の職務) 第11条 略</p> <p><u>(職名)</u> 第12条 <u>前条本文に規定する再任用職員の職名は、専門員とする。</u></p> <p><u>2 町長は、特に必要と認める場合は、職務遂行上必要な職名を前項の職名に加えることができる。</u></p> <p>(委任) 第13条 略</p>	<p>(再任用職員の職務) 第11条 略</p> <p>(委任) 第12条 略</p>

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。